

3.建築施工管理に関する実務経験内容について

新規受験申込者は、本検定の受験資格証明にあたって、P15～19の記入例に従い、**A** 票と **B** 票を作成してください。

特に **B** 票は、受験資格を確認するために最も重要な書類です。記入例をよく確認の上、必ず作成・押印しなければなりません。**B** 票において、適正な受験資格が認められない場合は受験できません。(誤記入をしないために、鉛筆で下書きを行ってから黒色のボールペンで清書すること。)

(1)実務経験とは

「実務経験」とは、**建築工事(建築基準法に基づく建築物等)の施工に直接的に関わる技術上の全ての職務経験**をいい、具体的には下記に関するものをいいます。

建築工事の現場において

- ①受注者(請負人)として施工を管理(工程管理、品質管理、安全管理等を含む)した経験
- ②設計者等による工事監理の経験
- ③発注者側における現場監督技術者等としての経験

● **必ず、P7の「[表Ⅲ]建築施工管理の実務経験として認められない工事種別(業種)・工事内容・業務等」も確認してください。**

※実務経験年数は、連続している必要はありません。それぞれ従事した期間の合計が必要な年数に達していれば結構です。

(2) **B-1** 技術検定実務経験証明書の証明者欄について

B-2～**B-4**を作成した後、記載した実務経験年数・内容等が正しいことを勤務先に証明いただくものです。証明がない場合は、受験できません。作成方法はP8～9を参照ください。

(3) **B-2** 実務経験証明書の作成

P16～19 記入例を参照し作成してください。申込後の訂正・再提出は一切できません。

実務経験証明書が無記載の場合には、受験申請を無効とします。

- 工事種別・工事内容は下記の**[表 I]**から該当するものを選んでください。
- 従事した立場は、P7の**[表 II]**から該当するものを選んでください。
- 勤務先ごとに記入してください。転職等による勤務先変更、部署や従事した立場が変わった場合は、改行してください。

[表 I] 実務経験として認められる工事種別(業種)・工事内容

受験資格として認められる工事種別・工事内容	工事種別	主な工事内容(建築工事として実施された工事に限る)
	建築一式工事	事務所ビル建築工事、共同住宅建築工事 等
	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事 等
	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場仮設工事、囲障工事、(PC、RC、鋼)杭工事、コンクリート工事、地盤改良工事 等
	鋼構造物工事	鉄骨工事、屋外広告工事 等
	鉄筋工事	鉄筋加工組立工事、ガス圧接工事 等
	タイル・レンガ・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、レンガ積み工事、ALCパネル工事、サイディング工事 等
	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹き付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事 等
	石工事	石積み(張り)工事、エクステリア工事 等
	屋根工事	屋根葺き工事 等
	板金工事	建築板金工事 等
	ガラス工事	ガラス加工取り付け工事 等
	塗装工事	塗装工事 等
	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事 等
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内部間仕切り壁工事、床仕上工事、畳工事、ふすま工事、家具工事、防音工事 等	
建具工事	金属製建具取付工事、金属製カーテンウォール取付工事、サッシ取付工事、シャッター取付工事、木製建具取付工事 等	
熱絶縁工事	建築断熱工事 等	
解体工事	建築物解体工事	
(※)上記工事種別による増改築等の工事は、実務経験と認められます。		

[表Ⅱ] 実務経験として認められる従事した立場

従事した立場	【表Ⅰ】の工事に携わった時の立場
	<ul style="list-style-type: none"> ○施工管理(請負者の立場での現場管理業務) ○設計監理(設計者の立場での工事監理業務) ○施工監督(発注者の立場での工事監理業務)

[表Ⅲ] 建築施工管理の実務経験として認められない工事種別(業種)・工事内容・業務等

*「実務経験証明書」に下表の工事・業務等が記載されている場合は、実務経験としては認められません。
 (その場合、欠格となり受験できなくなります。原則として受験料の返還は行いません。)
 前出の【表Ⅰ】【表Ⅱ】をよくご確認ください。
 *申込後の実務経験証明書の書換・再提出は一切できません。

受験できない工事種別・工事内容	<p>【土木一式工事】 トンネル、橋梁、歩道橋、地下道、地下鉄、鉄道、線路、プラットホーム、ダム、河川、護岸、港湾土木、閘門、水門等門扉設置、道路、舗装、下水道、下水道管理設、農業用道路、農業用水路、しゅんせつ、造園、さく井 等の工事</p>
	<p>【電気工事】 発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備、引込線、電車線、信号設備、ネオン装置 等の工事</p>
	<p>【電気通信工事】 電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、放送設備工事、アンテナ設備工事、空中線設備工事、携帯電話設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事、CATVケーブル工事、コンピューター機器設置工事 等</p>
	<p>【機械器具設置工事(基礎工事を含む)】 プラント設備工事、エレベーター設備工事、運搬機器設置工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水(ポンプ場)機器設置工事、ダム用仮設工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事</p>
	<p>【管工事】 冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、水道施設工事、浄水施設工事、排水処理施設工事、下水処理施設設備工事、ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事 等</p>
	<p>【消防施設工事】 屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事 等</p>
	<p>建築物に関係のない次の仕事(土木工事として実施したもの等は全て不可) とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんがブロック工事(築炉等)、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事(橋梁塗装、鉄塔塗装 等)、防水工事 等</p>

受験できない業務等	<p>建築工事の施工に直接的に関わらない以下のような業務等は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事着工以前における設計者としての基本設計、実施設計のみの業務 ○設計、積算、保守・点検・維持・メンテナンス、事務、営業などの業務 ○測量地盤調査業務、工事現場の事務、積算、営業等の業務 ○工事における雑役務のみの業務、単純な労働作業など ○研究所、学校(大学院等)、訓練所等における研究、教育または指導等の業務 ○入社後の研修期間(工事現場の施工管理になりません) ○人材派遣による建設業務
	<p>(土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体の作業またはこれらの準備の作業に直接従事した業務は、労働者派遣事業の適用除外の業務のため不可。ただし、建築工事の施工管理業務は除く)</p>

(※)その他 建築工事とは認められない工事・業務はすべて受験できません。

※実務経験の重複等について

○技術検定試験の実務経験申請にあたっては、検定種目7種(建築施工管理、電気工事施工管理、土木施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理、造園施工管理、建設機械施工)の工事の経験を、重複して申請することはできません。
 すなわち、ある一つの工事において複数の工種を経験した場合や、ある期間に複数の工事を経験した場合であっても、異なる工種の経験を同時期に経た等として期間を重複して申請することはできません。

(4) B-3 指導監督的実務経験の内容の作成

P16～19の記入例を参照し作成してください。申込後の訂正・再提出は一切できません。

指導監督的実務経験が無記載の場合は、受検申請を無効とします。

- 指導監督的実務経験とは、現場代理人、主任技術者、工事主任、設計監理者、施工監督などの立場で、部下・下請けに対して工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。
なお、この実務経験には受注者の立場における経験のほか、発注者側の現場監督技術者等として、総合的に指導・監督した経験も含まれます。
- 本検定の受検資格では、B-2の実務経験年数に1年以上の指導監督的実務経験が含まれていることが必要です。B-2から指導監督的実務経験を現場ごとに抜き出してB-3を作成してください。
- 工事種別・工事内容はP6の【表1】から該当するものを選んでください。
- 『あなたが担当した業務の内容』欄は、工事現場における指導監督の内容を簡潔に記入してください。

(5) B-4 誓約欄の作成

新規受験申込者は必ず署名・押印してください。署名・押印がない場合は、受験できません。

4. 建築施工管理に関する実務経験の基準日について

(1) 基準日の設定

- ・基準日は学科試験日の前日とし、基準日まで実務経験を算定できます。(学科試験免除の者であっても、学科試験日の前日を基準日とします。)

(2) 実務経験記入上の注意

- ・実務経験は3月末までのものを優先して記入してください。それで実務経験が不足する場合に限り4月以降学科試験日の前日までに予定される実務経験を記入してください。(B-2 ㉔、B-3 へ)
- ・指導監督的実務経験についても基準日は学科試験日の前日ですが、4月以降学科試験日の前日までの予定の実務経験として記入できるのは受験申し込み時点で契約又は特定しているものに限りです。

(3) 予定していた実務経験の変更の申告

- ・4月以降学科試験日の前日までに予定の実務が積めず、受検資格が満たせない場合は、本財団へ電話等で学科試験日前日までに修正の自己申告を行ってください。なお、実際に実務経験が得られなかった者が修正の自己申告を行わなかった場合は、建設業法施行令第27条の9により不正行為として扱われることがありますのでご注意ください。
- ・4月以降学科試験日の前日までに予定していた実務経験が積めなかったため、学科試験受験日に受検資格が得られなかった場合は、学科試験前に申請があった場合に限り手数料差し引きのうえ、受験料を返金します。

5. 技術検定実務経験証明書の証明印について (B-1 票)

技術検定実務経験証明者欄は、勤務先の代表者等の署名・押印(公印)が必ず必要です。

証明者は、実務経験証明書に記載された内容を確認のうえ、証明を行ってください。

虚偽申請の場合には、受験停止等の措置が行われます。この場合、受験料も返還いたしません。

- 1 以前勤務していた会社等の実務経験も含め、現在の勤務先の代表者等の証明で結構です。
- 2 現在失業中の場合は、実務経験証明書に記載した直近の勤務先で証明を受けてください。
(証明を受けられない場合は、本財団試験研修本部までお問合わせください。)